

大竹市告示第 58 号

大竹市木造住宅耐震化促進支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

大竹市長 入 山 欣 郎

大竹市木造住宅耐震化促進支援事業補助金交付要綱

大竹市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱（平成 24 年大竹市告示第 102 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、木造住宅の耐震化の促進を図り、地震による倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護し、もって公共の福祉の確保に資するため、市内に存する木造住宅の所有者等が自ら行う耐震化に取り組む費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、大竹市補助金等交付規則（昭和 48 年大竹市規則第 37 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法に基づいて木造住宅耐震診断設計資格者（大竹市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱（平成 23 年 3 月 1 日制定）第 4 条に規定する木造住宅耐震診断設計資格者の登録を受けた者をいう。以下「資格者」という。）が行った木造住宅の耐震性（木造住宅の地震に対する安全性をいう。以下同じ。）の評価をいう。
- （2） 簡易耐震診断 国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表に基づいて木造住宅の耐震性を評価することをいう。
- （3） 耐震改修計画判定書 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 26 年広島県規則第 48 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する耐震改修計画判定書をいう。
- （4） 耐震改修計画 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満の木造戸建て住宅の上部構造評点を 0.3 以上向上し、かつ、1.0 以上にするために資格者が作成した補強計画で、次のア又はイのいずれかの要件に該当するものをいう。
 - ア 補強計画の作成に当たって、一般財団法人日本防災建築協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得した木造住宅の耐震診断プ

プログラムを利用するもの

イ 耐震改修計画判定書の交付を受けた補強計画に基づき行うもの

(5) 段階的耐震改修計画 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の木造戸建て住宅の上部構造評点を0.7以上1.0未満にし、又は上部構造評点の1階部分が1.0未満の木造戸建て住宅の上部構造評点を1.0以上にするために資格者が作成した補強計画で、前号アに該当するものをいう。

(6) 耐震シェルター等 東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置部門で選定されている耐震シェルター若しくは耐震ベッド又は国、地方公共団体等により一定の評価を受けた耐震シェルター若しくは耐震ベッドをいう。

(7) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に掲げる敷地をいう。

(8) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準をいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内に存する木造在来軸組構法又は伝統的構法の住宅であって、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。

(2) 現に居住の用に供するもので、販売を目的とするものではないこと。

(3) 地階を除く階数が2以下であること。

(4) 耐震診断による上部構造評点が1.0未満であるもの又は簡易耐震診断による評点の合計が7以下のもの

(5) 以前に同一の補助対象事業による補助金の交付を受けていない住宅であること。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象住宅を所有し、又は現に居住している者

(2) 市税等を滞納していない者

(3) 同一世帯員に市税等を滞納している者がいない者

(4) 補助対象事業完了後も市内に居住する者

(5) 補助事業の効果を検証するための調査等に協力する者

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 耐震改修 耐震改修計画に基づき実施する補助対象住宅の補強工事で、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士(以下「建築士」という。)が工事監理するものをいう。
- (2) 現地建替え 大竹市立地適正化計画(令和5年3月31日策定)において定める居住誘導区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域を除く。以下「居住誘導区域」という。)内に存する補助対象住宅の全てを除却し、当該補助対象住宅が存した敷地に、補助対象者が居住するための戸建て住宅(省エネ基準に適合するものに限る。)を新たに建築することをいう。
- (3) 非現地建替え 補助対象住宅の全てを除却し、当該補助対象住宅が存した敷地とは異なる居住誘導区域の敷地に、補助対象者が居住するための戸建て住宅(省エネ基準に適合するものに限る。)を新たに建築することをいう。
- (4) 除却 補助対象住宅の全てを除却するもの(補助対象住宅が建つ敷地に道路に面するブロック塀があり、当該ブロック塀に倒壊の危険性が認められる場合にあっては、その状況を改善するものに限る。)をいう。
- (5) 段階的耐震改修 段階的耐震改修計画に基づき実施する補助対象住宅の補強工事で、建築士が工事監理するものをいう。
- (6) 耐震シェルター等設置 補助対象住宅に耐震シェルター等を製造業者が推奨する方法により設置する工事をいう。

2 前項第4号に掲げる除却は、除却後、市内の耐震性のある住宅に居住することを条件とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める額とする。

- (1) 耐震改修 耐震改修に要する費用の5分の4に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、115万円(居住誘導区域外にあっては57万5,000円とする。以下同じ。)を限度とする。ただし、段階的耐震改修を行った補助対象住宅について行う耐震改修の補助金は115万円から既に交付した段階的耐震改修の補助金の額を差し引いた額を限度とする。

- (2) 現地建替え 除却及び戸建て住宅を新たに建築するために要する費用の5分の4に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、115万円を限度とする。
- (3) 非現地建替え 除却に要する費用の23パーセントに相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、97万8,600円を限度とする。
- (4) 除却 除却に要する費用の23パーセントに相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、97万8,600円を限度とする。
- (5) 段階的耐震改修 段階的耐震改修に要する費用の23パーセントに相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。
- (6) 耐震シェルター等設置 耐震シェルター等設置に要する費用の23パーセントに相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、12万5,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、大竹市木造住宅耐震化促進支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（世帯全員のもの）その他現に居住の用に供する住宅であることを証明する書類の写し
- (2) 補助対象住宅に係る登記事項証明書又は補助対象住宅の所有者が確認できる書類
- (3) 補助対象住宅に係る建築確認通知書の写し又は補助対象住宅の建築年月日が確認できる書類
- (4) 耐震診断結果及び計算書の写し（補助対象事業が現地建替え、非現地建替え、除却又は耐震シェルター等設置の場合に限り、簡易耐震診断の結果の写しとすることができる。）
- (5) 補助対象住宅に係る次に掲げる書類
 - ア 付近の見取図（非現地建替えの場合は、補助対象住宅及び新たに建築する戸建て住宅に関するもの）
 - イ 配置図
 - ウ 平面図
 - エ 外観を複数の面から撮影した写真

- (6) 補助申請者が補助対象住宅の所有者でない場合にあっては、当該所有者の同意書
- (7) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し
- (8) 誓約書
- (9) 消費税仕入税額確認書
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 補助申請者は、前項に規定する申請を行う場合は、前項に掲げるもののほか、次の各号の補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震改修及び段階的耐震改修（以下「耐震改修等」という。） 次に掲げる書類
 - ア 耐震改修計画書（新規・変更）（別記様式第2号）
 - イ 段階的耐震改修計画書（段階的耐震改修をする場合に限る。）
- (2) 現地建替え又は非現地建替え 新たに建築する戸建て住宅の設計図書（配置図、平面図及び立面図）
- (3) 除却 新たに居住する予定の住宅が第5条第2項に規定する条件を有することが確認できる書類
- (4) 耐震シェルター等設置 次に掲げる書類
 - ア 耐震シェルター等を設置する居室を示した補助対象住宅の平面図
 - イ 耐震シェルター等の規模及び設置方法を示したカタログ等
 - ウ 国、地方公共団体等により一定の評価を受けたことが確認できるもの

3 申請者は、前2項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、大竹市木造住宅耐震化促進支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をするに当たって、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金を交付しないことを決定したときは、大竹市木造住宅耐震化促進支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、理由を付して、補助申請者に通知するものとする。
（補助対象事業の着手）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の補助金の交付決定がされた日以後に、補助対象事業に着手しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業に着手する前に、大竹市木造住宅耐震化促進支援事業着手届出書（別記様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象事業に係る契約書の写し

（2） 耐震改修等の工事監理に係る契約書の写し（耐震改修等の場合に限る。）

（3） 新たに建築する戸建て住宅の確認済証の写し（現地建替え又は非現地建替えの場合に限る。）

（4） その他市長が必要と認める書類

（変更等の承認の申請）

第10条 補助事業者は、第7条に規定する申請書類（以下この項において「申請書類」という。）に記載した事項を変更しようとするとき（次条各項に規定する場合を除く。）は、あらかじめ、大竹市木造住宅耐震化促進支援事業変更（取止）承認申請書（別記様式第6号）に、申請書類のうち当該変更に係るものその他当該変更の内容が記載された書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適正と認めたときは、大竹市木造住宅耐震化促進支援事業補助金交付変更（取止）承認通知書（別記様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 前項の場合において、第8条第2項の規定を準用する。

4 補助事業者が補助対象事業の実施を取り止めようとするときは、第1項及び第2項の規定を準用する。

（工事監理者等の変更の届出）

第11条 補助事業者は、耐震改修等の工事監理者を変更したときは、遅滞なく、大竹市木造住宅耐震化促進支援事業工事監理者変更届（別記様式第8号）

を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、住所、氏名又は電話番号に変更があったときは、遅滞なく、書面により市長に届け出なければならない。

（補助対象事業の遅延等の届出）

- 第12条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に終了しないおそれがあると認めるとき、又は補助対象事業の実施が困難になったときは、速やかに、書面により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

- 第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する会計年度の3月第2金曜日のいずれか早い日までに、大竹市木造住宅耐震化促進支援事業完了実績報告書（別記様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象事業に要した費用の請求書の写し及び領収書の写し
- （2） 補助対象事業の着手前、工事中及び完了時の状況を撮影した写真
- （3） 耐震改修等の監理を行った建築士が作成した耐震改修等後の補助対象住宅の耐震性に関する報告書の写し及び工事監理報告書（別記様式第11号）（耐震改修等の場合に限る。）
- （4） 住民票の写しその他補助対象事業完了後の居住先を確認できるもの
- （5） 現に居住の用に供する住宅であることを証明するための書類の写し（前号に掲げる書類で確認できない場合に限る。）
- （6）現地建替え後及び非現地建替え後の補助対象住宅にあっては、次に掲げる書類

ア 登記事項証明書又は当該住宅の所有者が確認できる書類

イ 建築確認申請の検査済証の写し

- （7） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

- 第14条 市長は、前条の報告書を受理したときは、当該報告に係る書類を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大竹市木造住宅耐震化促進支援事業補助金額確定通知書（別記様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、大竹市木造住宅耐震化促進支援事業補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(調査及び報告)

第16条 市長は、補助金の適正な交付を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の施工の状況その他補助金に関する事項について報告を求め、又は当該補助事業者の同意を得て、当該補助金に係る帳簿、書類その他の物件を調査することができる。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部を取り消し、又は当該決定を変更することができる。

- (1) この要綱の規定及び第8条第2項の規定により付した条件（第10条第3項の規定により準用する場合を含む。）に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 正当な理由がないのに前条に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の同意を拒んだとき。
- (4) 第8条第1項の規定による通知を受ける前又は第9条第2項の届出書を提出する前に補助対象事業に着手したことが判明したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部を取り消し、又は変更したときは、大竹市木造住宅耐震化促進支援事業補助金交付決定取消（変更）通知書（別記様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において、既に補助金を交付しているときは、大竹市木造住宅耐震化促進支援事業補助金返還命令書（別記様式第14号）により、補助事業者に対該補助金の額の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第18条 補助事業者は、当該補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助対象事業の完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間、当該補助対象事業に関する全ての書類を保存しておかなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。